

令和6年度岡山県和気町立にこにこ園等紙おむつ・おしりふき納入業務 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、「令和6年度岡山県和気町立にこにこ園等紙おむつ・おしりふき納入業務」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

令和6年度岡山県和気町立にこにこ園等紙おむつ・おしりふき納入業務

(2) 業務内容

和気町立にこにこ園及び家庭保育者が使用する紙おむつ等の納入を行うもの。詳細は、別紙「令和6年度和気町立にこにこ園等紙おむつ・おしりふき納入業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおりとする。

(3) 業務場所

和気町内一円

(4) 業務期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで（10月から納入開始）

(5) 見積限度額 2,585,463円（消費税及び地方消費税を含む。）

※契約については、1人あたりの月額利用料金、または紙おむつ及びおしりふきの各規格1枚当たりの単価契約とする。

3 実施形式

公募型プロポーザル

4 日程（予定）

募集要領の公表（公告、HP掲載）	令和6年7月17日（水）
質問締切	令和6年7月23日（火）
質問に対する回答	令和6年7月25日（木）
参加申込み及び企画提案書の提出期限	令和6年8月8日（木）
企画提案書類審査	令和6年8月中旬（予定）
審査結果発表	審査終了後発表予定

※本プロポーザルは、企画提案書を選定委員会において審査することとし、プレゼンテーション審査は行わない。

5 参加資格

本プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 本プロポーザルの公告日から契約締結までの間、国や地方公共団体等の指名停止を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしていない者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年

法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

(4) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。

(5) 次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。

ア 役員等(参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 業務一括再委託をしない者。

(7) 本件に類似した紙おむつ等納入業務の実績を有していること。

6 参加申込の手続き

(1) 提出書類

- ・プロポーザル参加申込書(様式第1号)
- ・事業所概要(様式第2号)
- ・業務実績書(様式第3号)
- ・誓約書(様式第8号)

(2) 提出部数 1部

※「和気町競争入札参加資格者でない場合」は、次の書類も併せて提出すること。

①商業登記簿謄本(現在事項説明書、履歴事項全部証明書でも可)

②本社分の直近年度の消費税及び地方消費税納税証明書(その3又はその3の3)、市町村税の納税証明書(滞納がないことが確認できるもの)

③支店・営業所の場合、本社の委任状

(3) 提出方法

郵送または持参

(4) 提出場所

〒709-0495

岡山県和気郡和気町尺所555

和気町こどもまんなか支援室

Tel0869-93-4550 Fax0869-92-0667

Mail:kodomo@town.wake.lg.jp

(5) 提出期間及び提出期限

令和6年7月17日(水)から8月8日(木)午後5時00分まで【必着】

7 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問の受付及び回答は、以下のとおりとする。

- (1) 受付期間
令和6年7月17日（水）から7月23日（火）午後5時00分まで
- (2) 受付方法
質問書（様式第4号）に記入の上、電子メール又はFAXで提出するとともに、電話にて連絡すること。なお、電話または口頭による質問には応じない。
- (3) 回答日・回答方法
令和6年7月25日（木）中に本町ホームページにおいて回答する。
- (4) 質問内容
質問内容は、参加申込み及び企画提案書等に関するもののみとし、審査（評価）に関する質問は一切受け付けない。

8 企画提案書について

- (1) 受付期間
令和6年7月17日（水）から8月8日（木）午後5時00分まで【必着】
- (2) 提出方法
郵送または持参
- (3) 提出場所
〒709-0495
岡山県和気郡和気町尺所555
和気町こどもまんなか支援室 TEL0869-93-4550
- (4) 提出書類等
 - ①企画提案書表紙（様式第5号）
 - ②企画提案書（様式自由。仕様書に基づいた内容とし、おむつ及びおしりふきについては、メーカー、商品名及び規格毎に月額定額制利用サービス料金、又は1枚当たりの単価（税抜）を明記することとし、取り扱いのない規格がある場合は、見積書に取り扱い無しと記載すること。また、仕様書に示す要求事項を上回る独自の提案をする場合は、そのポイントが明確にわかるように記載すること。）
 - ③参考見積書及び内訳書（様式自由。なお、金額は仕様書の5に定めるおむつ及びおしりふきの納入見込数量に、規格毎に1枚当たりの単価を乗じて得た額の総額（税込）とし、見積限度額以下の金額とすること。また、提出の際には封入し割印をしておくこと。）
 - ④予定担当者調書（様式第6号）
- (5) 提出部数 正本1部、副本6部
- (6) 作成上の留意点
 - ①文字の大きさは、原則として10ポイント以上とする。
 - ②文字を補完するための図、表、写真、イラスト、イメージ図の使用は任意とする。
 - ③企画提案書の印刷色は、カラー、白黒を問わない。
 - ④企画提案書の下段中央部にページ番号を付すこと
 - ⑤用紙サイズは、A4を基本とし、A4を超えるものは折込でA4とすること。

9 審査

参加要件を満たすと認めた事業者に対し、選定委員会において、別表「審査項目」に基づいた書類審査を実施する。なお、参加者が1者のみの場合は、選定委員会に諮り決定する。

10 企画提案者が1者又はいない場合の取扱い

参加者が1者の場合は、選定委員会において手続きを継続するか又は参加資格等を見直し、

再公告を行うか協議し決定する。

1 1 結果通知等

(1) 優先契約交渉事業者の決定

選定委員会の審査において、最高評価点を得た者を優先契約交渉事業者の候補者（以下「候補者」という。）として決定する。最高評価点を得た者が複数の場合は、価格点の項目で一番評価の高い者を候補者とする。なお、最高評価点を得た者が評価配点合計の4割に満たない場合にあつては、候補者の選定を行わず、再公募するものとする。

(2) 結果通知

審査結果は、候補者として決定した後、速やかに本審査参加者全員に書面で選定又は非選定の結果及び総合点を通知するとともに、優先契約交渉事業者となった者については、本町ホームページに掲載する。なお、審査結果通知日から契約を締結するまでに国や地方公共団体等の指名停止に該当する行為を行ったときは、当該審査結果を取り消すことがある。

1 2 契約締結

審査の結果、候補者として決定した者と本業務の契約交渉を行う。なお、下記のいずれかに該当し、その者と契約できない場合、次点者と契約交渉を行うものとする。

- (1) 「5参加資格」の要件に定める要件を満たすことができなくなったとき。
- (2) 契約交渉が成立しないとき、又は候補者が本契約の締結を辞退したとき。
- (3) 提出書類、企画提案書等に虚偽の記載が判明したとき。
- (4) その他の理由により契約の締結が不可能となったとき。

1 3 その他

- (1) 本プロポーザルに要する経費は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 参加申し込み（参加表明）後に本プロポーザルを辞退する時は、辞退届（様式第7号）を提出すること。
- (3) 企画提案書等に記載した担当者等は、原則として変更できないものとする。ただし、やむを得ない理由による変更を行う場合は、変更前に発注者の了承を得なければならない。
- (4) 業務の一部再委託は、企画提案書に記載がある場合を除き、原則として認めない。
- (5) 提出書類は返却しない。
- (6) 審査により選定された候補者は、業務委託に係る「プロポーザル審査結果通知書」受理日から優先契約交渉事業者となり、再度、細部にわたり協議、調整を行い、契約を締結することとする。
- (7) 契約に係る仕様書は、本町が示した仕様書及び選定された提案に基づき、契約予定者と協議の上、決定することとする。
- (8) 町は、提案書類等を提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (9) 町は、提出書類等を審査に必要な範囲において、複製できるものとする。
- (10) 次の場合、提出書類等は無効とする。
 - ①提出期限を過ぎて提出された場合。
 - ②提出書類等に虚偽の記載があった場合。
 - ③提出書類等の作成にあたって不正行為が判明した場合。
 - ④提出書類等の内容が示された条件に適合していない場合。
- (11) 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。
- (12) 本プロポーザルを途中で辞退した者は、これを理由として以後の選定等について不利益な取り扱いを受けることはない。
- (13) 不測の事態があつた場合、本案件の執行をやむを得ず中止することがある。

別表「審査項目」

区分	審査項目	評価内容	配点
全体評価項目	提案内容の的確性	仕様書を的確に踏まえ、明確かつ具体的に提案されているか。	5
		事業を効果的、効率的に実施するための提案であるか。	5
	企画内容の実現性	提案・企画内容の実現性があるか。	5
	納入品等に関する提案	おむつ等の品質等は保護者等のニーズに合ったものとなっているか。	10
		最小発注単位は妥当であるか。	5
	発注・在庫管理等に関する提案	発注方法及び在庫の管理方法は、保育士の負担軽減に配慮されているか。	10
		誤発注が発生した場合の対応は提示されているか。	5
	事業実施体制に関する提案	提案内容を実施できる人員が確保されているか。	5
		同様の事業実績があるか。	5
	追加提案	仕様書以外の追加提案の内容について	5
小計			60
客観的評価項目	実施体制	岡山県内に事業拠点があるか。 (町内5点、県内4点、県外3点)	5
	価格点	見積価格は適正であるか。	15
	小計		
合計			80

【配点基準】

優れている	5点
やや優れている	4点
標準	3点
やや標準に満たない	2点
標準に満たない	1点